

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 西野浄水場 No.2 ソーダ灰注入ポンプ整備修繕
- 2 業者名 宝生産業株式会社
- 3 特定理由

本修繕の対象機器である西野浄水場ソーダ灰注入ポンプは、原水に凝集剤の効果を出すための PH 調整に必要な設備で浄水処理には欠かせない大変重要な機器である。

本修繕は標記注入ポンプを分解し、ダイヤフラム・バルブ等の消耗部品等の交換や、組立後の運転調整及び性能確認作業により総合的な機能回復を行うものである。

本設備は、日機装(株)にて製造したものであるが、ダイヤフラム・バルブ等の主要部品については、日機装(株)独自の開発部品であり、また整備に必要な技術、資料についても独自の仕様で一般に公開しておらず、日機装(株)若しくはその指定を受けたものでなければ入手することが出来ない。

更に本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整が必要であり、日機装(株)より代理店の指定を受け、本市宛に同社より当該機器の保守の依頼を受けている上記の技術、資料を有する宝生産業(株)以外では行うことはできない。

以上の理由から、他の業者では施工できないため、上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。